

鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鹿沼市長 松井 正一

鹿沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿沼市国民健康保険税条例（昭和 30 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の見出し、同条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 22 条第 1 項中「納税通知書」を「納入通知書」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。